

令和3年4月から令和4年3月の国民年金保険料は、**月額16,610円**です。

～新成人の皆さんへ～ 20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

国民年金は、20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられており、20歳になると日本年金機構から国民年金の加入のお知らせが届きます。

国民年金のポイント

☑将来の大きな支えになります！

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

☑老後のためだけのものではありません！

国民年金は、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。

また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

国民年金保険料のお支払い

☑国民年金の保険料

国民年金第1号被保険者及び任意加入被保険者の保険料は、月額16,610円です(令和3年度)。

☑「前納割引制度」があります！

保険料をまとめて前払い(前納)すると、割引が適用されるのでおトクです。

☑口座振替・クレジットカードでのお支払い

口座振替を利用すると金融機関に行く手間と、時間が省け、納め忘れも防ぐことができます。さらに、「早割(当月末振替)」や「前納」で納めると、保険料が割引されます。

国民年金保険料のお支払い

☑「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

☑「納付猶予制度」

学生でない50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

保険料を未納のまま放置すると、年金の給付を受け取ることができない場合があります。保険料を納めるか、納付猶予(免除)や学生納付特例の申請を必ずしてください。

令和3年度も引き続き「学生納付特例制度」をご利用される方へ

学生納付特例制度により、令和2年度に保険料納付を猶予されている方で、令和3年度も引き続き在学予定の方へ、日本年金機構からハガキ形式の学生納付特例申請書が郵送されます。同一の学校に在学されている方は、ハガキに必要な事項を記入して返送していただくことにより、令和3年度(令和3年4月～令和4年3月)の申請ができます。(この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です)。

※ハガキが届かなかった方や、在学される学校等に変更のある方は、申請が必要となります(在学証明書または学生証の写しをご提出ください)。